

奈良県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小泉市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十四年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	稲村 實	大和郡山市小泉町三一九
〃	嘉幡 嘉弘	〃 〃 三三七―二
〃	阪口 昇	〃 〃 三一四
〃	稲田 博己	〃 〃 三一―
〃	森 晴彦	〃 〃 三二二
〃	西畑 国良	〃 〃 三〇六
〃	山村 芳和	〃 〃 三二〇
監事	鎌先 昭二	〃 〃 五〇七―一二
〃	川畑 岩男	〃 〃 三〇七
〃	南口 佳之	〃 〃 矢田町八―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	稲村 實	大和郡山市小泉町三一九
〃	嘉幡 嘉弘	〃 〃 三三七
〃	森 晴彦	〃 〃 三二二
〃	川本 勉	〃 〃 三五六一―
〃	山村 芳和	〃 〃 三二〇
〃	富岡 睦夫	〃 〃 三一〇
〃	嘉幡 完次	〃 〃 二九四―一
監事	南口 吉弘	〃 〃 三七一―三
〃	小野 雅裕	〃 〃 三七五―五
〃	辻内 章浩	〃 〃 八一〇―二